

**(仮称) イエローハット利府店・TSUTAYA利府店の届出概要について**  
**(法第5条第1項 新設)**

- 1 届出者 株式会社ホットマン
- 2 届出年月日 平成31年1月15日
- 3 店舗の名称 (仮称) イエローハット利府店・TSUTAYA利府店
- 4 店舗設置者 株式会社ホットマン 代表取締役 伊藤 信幸  
 仙台市太白区西多賀四丁目4番17号
- 5 店舗所在地 宮城郡利府町利府字新揺橋75番1 外
- 6 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称, 店舗面積

氏名又は名称	店舗面積	取扱商品
株式会社ホットマン (イエローハット)	513㎡	カー用品
株式会社ホットマン (TSUTAYA)	1,607㎡	本, 雑貨
計	2,120㎡	

- 7 大規模小売店舗を新設する日 令和元年9月16日
- 8 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 90台 (指針による必要台数: 88台)
  - (2) 駐輪場の収容台数 50台 (指針による参考台数: 60台)
  - (3) 荷さばき施設の面積 48㎡
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 14.24㎡ (指針による必要容量: 6.565㎡)
- 9 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 開店時刻及び閉店時刻 イエローハット 開店時刻: 午前9時 閉店時刻: 午後9時  
 TSUTAYA 開店時刻: 午前9時 閉店時刻: 午前0時
  - (2) 駐車場の利用時間帯 午前8時30分から午前0時30分まで
  - (3) 駐車場の出入口の数 3箇所
  - (4) 荷さばき実施時間帯 午前6時から午後10時まで
- 10 事務手続き等
  - ・公告年月日 平成31年 1月30日
  - ・縦覧期間 公告の日から令和元年5月30日まで  
 (公告の日から4か月間)

- ・地 元 説 明 会 平成31年 2月15日
- ・大規模小売店舗立地専門委員会 平成31年 4月22日
- ・市町村等からの意見書提出期限 令和 元年 5月30日 (公告の日から4か月以内)
- ・県 の 意 見 の 通 知 期 限 令和 元年 9月15日 (届出の日から8か月以内)

## 住民説明会の実施状況

開催日時	平成31年2月15日（金）午後6時から午後6時45分まで
開催場所	利府町公民館 研修室 利府町中央二丁目11番地2
出席人数	4名

質問事項	回答内容
出入口3（南側出入口）について、右折出庫はできないのか。	施設としては交差点から近いということもあり右折出庫の誘導はしません。北方面に帰っていただく為には、出入口1（北側出入口）を右折出庫し、東側町道→南側町道を通り南西側のT字交差点を右折するよう敷地内に案内看板等を設置します。 →県の意見は不要
イエローハットについて工場はあるのか。	当該計画地は住居系の用途になりますので、他店舗より小規模の作業ピットは設置します。また、使用するコンプレッサー等にも規制があるので騒音については小さいものとなります。 →指針の対象外
イエローハットの裏に住んでおり、騒音について心配している。	基本的に騒音の大きな室外機は建物の間に設置し、環境基準値を下回る予測結果となっております。また予測と乖離する場合や気になる点があれば、お店のほうに連絡していただければ状況に合わせ対応します。 →県の意見は不要
搬入について、店舗前面で行うのは騒音に良いことだと思う。	騒音に配慮し搬入作業を行う。 →県の意見は不要
イエローハットについて、作業ピットではどのような作業が行えるのか。	タイヤ交換、オイル交換、電気系統（カーナビ取付）等になります。 →指針の対象外
車検はできるのか。	軽自動車のみとなり、普通自動車は近くの店舗に外注となります。 →指針の対象外
スタッフの喫煙スペースはあるのか。臭いが心配です。	店舗外に設置する計画です。オープン時については、応援スタッフも多くなるので臨時的喫煙スペースも考えております。臭いについては住居側にいかないよう配慮し設置します。 →指針の対象外
交通の混雑についてはどうか。	店舗の業種からいくと、平日夕方のピーク時間にピークが重なるような業種ではないので、影響はあまりないと思いますがオープン時等の混雑が予測される日には誘導員を配置してスムーズな入出庫に努めます。 →県の意見は不要
夜間の出入口閉鎖についてはどうか。たまり場にならないか心配している。	レンタル品の返品があるので全ては閉鎖できないが、若者のたまり場にならないよう状況に応じて対応します。 →県の意見は不要

## 利府町の意見について

意見内容	設定者の回答内容
地域への貢献活動について、まちづくりの取組に関し、地域イベントや祭りの協力とあるが、他の自治体で取り組んでいるイベント貢献の事例	当社主催で「宮城掃除に学ぶ会」で平成17年8月に利府小学校、利府中学校のトイレ掃除活動を実施し、今年も利府高校、青山小、しらかし小、利府第二

や、本町では、どのような形でイベント協力いただけるのかご教示頂きたい。(例えば、ボランティアなど人的な協力なのか、協賛等での協力なのか。)	小の4校で同様の活動を実施します。 →県の意見は不要
騒音規制法施行令(別表第一、別表第二)、振動規制法施行令(別表第一、別表第二)に該当する場合には、生活安全課環境生活班に届出をすること。また、騒音規制法、振動規制法その他関係法令を遵守すること。	騒音規制法施行令(別表第一、別表第二)、振動規制法施行令(別表第一、別表第二)に該当する場合には、生活安全課環境生活班に届出をします。また、騒音規制法、振動規制法その他関係法令を遵守します。 →県の意見は不要
町道への出入箇所において、視認性の確保に努められたい。(カーブミラー等を設置するなど、管理も含め安全対策について検討願いたい。)特に、北側の出入り口から、より多くの車両を退店させる計画のようであるが、B棟が道路境界線に近い位置に建築されるようであり、視認性がどの程度確保されているか不明である。	出入口の視認性については、十分配慮して計画しています。出入口付近にはサインが設置されますが視認性を妨げないよう設置します。駐車場法では「自動車の出口では、その出口から2.0m後退した自動車車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右それぞれ60度以上の視野を確保」とあり、今回の計画では十分に確保されている。ただし、再度現場を確認し必要に応じて安全対策を検討します。 →県の意見は不要
出店計画概要書に基づき、乗入出入口の協議、道路法第24条工事施工承認申請を行うこと。また、出入口3は左折IN左折OUTであれば、町道にポストコーンの設置をご検討いただきたい。	道路法第24条工事施工承認申請済み。また、出入口に左折出庫の看板を設置する事と、店舗に案内経路を掲示してお客様に周知徹底を行います。 →県の意見は不要
建築物給水事前協議を行うこと。排水設備、除外施設等について事前協議を行うこと。	建築物給水事前協議、排水設備、除外施設等については、事前協議を行っております。 申請日は、下記の通り A棟：上水道 5/24、下水道 5/30 B棟：上水道 5/24、下水道 5/24 →指針の対象外

### 地元住民の意見について

意見内容	設定者の回答内容
なし	なし

### 交通対策等現地調査会の実施状況

※店舗面積が3,000㎡未満のため実施していない。

## 大規模小売店舗立地法に基づく県の意見

届 出 者	株式会社ホットマン	
届 出 年 月 日	平成31年1月15日	
店 舗 名 称	(仮称) イエローハット利府店・TSUTAYA利府店	
所 在 地	宮城郡利府町利府字新揺橋75番1 外	
市 町 村 の 意 見	あり	なし
地 域 住 民 等 の 意 見	あり	なし
<b>県 の 意 見 案</b>		
交 通 関 係	あり	なし
騒 音 関 係	あり	なし
廃 棄 物 関 係	あり	なし
そ の 他	—	
意 見 案	県の意見はなし	
附 帯 意 見 案	騒音対策として実施することとしている来客車両の徐行運転が徹底されないなどして、周辺住民から苦情が申し立てられた場合は、追加的な騒音防止対策を検討し、周辺環境の保全に配慮願います。	